

「部落差別をなくする運動」 強調句問講演会

講師に教育サポーターの仲島正教氏を迎え、講演会を開催します。

入場料は無料です。

■日時 7月10日(木)

▼開場 午後6時30分

▼開演 午後7時

■場所

のいちふれあいセンター
■内容 ・講演会「あーよかつたなあなたがいてくわたり大好きあなた大好き」・人権発表会など

■入場整理券 市役所人権課・各支所・各公民館・各図書館で6月10日(火)より配布
※当日は無料送迎バスを運行します

■問い合わせ 市役所人権課

6月は高知県の「男女共同参画推進月間」

「女だから」「男だから」という固定的な考え方にとられず、だれもが自分の希望をかなえ、生き生きと活躍できる社会を実現しましょう。



ひとり親家庭の医療費助成制度

ひとり親家庭の児童や親などに対し、保険診療分の一部を助成します。

現在受給中の人には、更新のお知らせを通知します。

■対象者

▼18歳までの子どもを持つひとり親家庭の親など

▼18歳に到達した日以後最初の3月31日までの間にいる子ども

※ただし婚姻の届け出はしていないが事実上婚姻関係と同様の状態の人は対象外です

■条件

▼世帯全員の所得税が非課税または、所得額の合計が二百万円以下であること

■申請場所

市役所市民保険課・各支所

■問い合わせ

市役所市民保険課

障害者福祉医療費助成の更新

現在この制度を受けている人で、有効期限が平成20年6月30日までとなっている受給者証(証の色:水色・黄色)をお持ちの方は、更新の申請が必要です。

※該当の人には通知をしています

■問い合わせ 高知県県民生活・男女共同参画課

☎088-82319769

こうち男女共同参画センター・ソール

☎088-87319100

福祉

児童手当制度

児童手当は、小学校6年生までの児童を養育している人に手当を支給し、家庭における生活の安定と児童の健全な育成に役立つことを目的とした制度です。



■支給日 6月10日(火)

「2月〜5月分」

※個別に通知はしませんので通帳で入金を確認してください

■対象者 12歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童を養育している人

■申請(認定請求) 出生、転入などで新たに受給資格が生じた場合、児童手当を受給するためには、市役所の窓口で申請(認定請求)しなければなりません。



■申請期間

5月16日(金)〜6月6日(金)

■必要なもの

印鑑・健康保険証・身体障害者手帳または療育手帳

■所得制限

▼65歳未満の人:世帯の総所得が二百万円以下

▼65歳以上の人:世帯全員の住民税が非課税

■申請場所 市福祉事務所

・各支所

■問い合わせ 市福祉事務所社会福祉係

交通安全

香南警察署からお願い

▼飲酒運転根絶80日キャンペーン実施中!

4月21日から7月9日までの80日間を「飲酒運転根絶80日キャンペーン」とし、取締りを強化しています。



排水・排気結果 (平成20年4月分)

市と(株)村サケラボとの間で締結している公害防止協定書による、工場の排水と排気の検査結果を報告します。

項目	単位	目標値	測定値
排出量	m ³ /D	-	2,494 2,365 2,596 2,507
水温	℃	-	25.2 25.9 25.2 26.1
水素イオン	PH	5.8~8.6	6.9 7.0 6.9 6.7
生物学的酸素要求量(BOD)	mg/l	20以下	2.5
浮遊物質(SS)	"	25以下	0.8
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	"	5以下	0.5 未満
銅含有量	"	1以下	0.005 未満
弗素含有量	"	8以下	3.1
シアン化合物	"	(1以下)	0.01 未満
鉛及びその化合物	"	0.1以下	0.005 未満
ヒ素及びその化合物	"	(0.1以下)	0.005 未満
クロム含有量	"	(2以下)	0.04 未満
硫黄酸化物	K値	3以下	0.013
煤塵	g/Nm ³	0.15以下	0.003
窒素酸化物	PPm	130以下	65
アンモニア	"	1以下	0.005 未満

※排出量、水温、水素イオン濃度は、第1~第4週の水曜日に検査した数値です。
※目標値とは、公害防止協定書による目標値です。
※目標値()内は、国の基準です。
※この水質検査は毎月行われています。結果については紙面の都合上3カ月に一度掲載致します。

■支給額

▼0〜3歳未満一万円(一律)

※3歳到達月まで

▼3歳以上

第1・2子 五千元

第3子以降 一千元

■持参するもの

・全員に共通して必要

・印鑑・申請者名義の金融機関口座番号(ゆうちょ銀行を除く)

・認定請求書

・必要に応じて必要

・児童手当所得証明書

(1月1日に香南市に住所がなかった人)

・健康保険証(申請者が会社員などの場合)

・その他(必要に応じて説明)

■所得制限額

所得制限額を超過したため却下になった人でも、新年度の所得額により所得制限限度額内になる場合があります。その場合は、新たに認定請求書を提出する必要があります。

■現況届の提出

▼提出期限 6月30日(月)
児童手当を受けている人は、毎年6月に現況届を提出しなければなりません。

対象者には、6月上旬に用紙を郵送します。なお、中旬になっても送られてこない場合は、お手数でもお問い合わせください。

その他

■相手にしないで!架空請求

八ガキ・封書・メール、電話など、身に覚えがない情報サービス利用料の支払いなど「架空請求」には応じないよう気を付けましょう。

■相談・問い合わせ

県立消費生活センター
☎088-82410999

市役所商工水産課



広告

ボート免許のご案内

~国家試験免除~

★更新失効講習日
6月15日・26日
7月13日・24日

★1・2級教習
開講日() 6月14日
7月12日

★1級進級教習
開講日() 6月21日
7月19日

◎講習会場

高知機械工業団地会館
高知市布師田
(サンピア高知から北へ)

11月目の指導西条



【問い合わせ先】
金岡海事高知事務所
☎090318816318(金岡)
☎0901514816303(谷口)

広告

葬祭会館
風の記
野市町東野1048-1

www.teramura.co.jp
☎0120-207420
高知店・山田店・美良市店・野市店・赤岡店

葬祭コンシェルジュ
寺村葬儀社

